

事務事業名	子育て世代包括支援センター事業		担当	健康福祉部　こども家庭課　母子健康係	
政策名	2	「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～	施策名	1	子育て支援の充実
成果指標	名称		単位	5　年度実績	
	妊娠届面接相談を受けた妊婦数（転入含む）		人	452	
	面接相談を実施した割合		%	100	
	支援プランを策定した者の割合		%	100	
事業概要	子ども・子育て支援法の利用者支援事業・母子保健型として平成28年度より開設。 主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談や妊婦の支援プランの策定、地域の保健医療・福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な支援を提供して、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築する。令和2年度より専任の母子保健コーディネーター（保健師等）を配置し、全妊婦の支援プラン（すくすくプラン）を策定する。 対象者：妊産婦及び乳幼児並びにその保護者 事業内容：妊産婦並びに乳幼児の実情の把握（妊婦の全数相談面接、乳幼児健診での全数把握）、妊娠・出産・子育てに関する各種相談、全数支援プランの策定、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整。				
5　年度 実績・成果・課題	妊娠届出または転入時に、すべての妊婦と面接を行い、支援プラン（すくすくプラン）を作成し、継続的な支援を行った。 定例的な支援調整会議を開催し、ハイリスクケースの支援方針検討や進捗の共有を行った。 妊婦の社会的背景やリスクを評価し、リスク区分を階層化して管理するとともに、特にリスクの高い妊婦（特定妊婦）は、児童福祉担当と協働して支援にあたり、虐待リスクの軽減を図った。 （特定妊婦：30人、要支援妊婦：24人、ハイリスク妊婦15人） 複雑な背景を抱える妊婦が多く、妊娠中からの継続的で密な支援を要するケースが増えている。庁内外の関係部署・機関と連携を図りながら、安全に出産・子育てができるようにサポートしていく必要がある。				
今後の方向性と 具体策	☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☒ 目的拡充 ☐ 事業統合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） 【具体的な改善案】 児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月より「こども家庭センター」が設置された。 子育て世代包括支援センターは、こども家庭センターの“母子保健機能”に位置付けられており、児童福祉機能との一体的な支援がより明確となった。 特に、特定妊婦等に対しては、従来の支援プランに加え「サポートプラン」を作成しより具体的で継続的な支援計画を作成し、交付する。				